

岐阜県公報

第 三 千 三 十 九 号
平 成 三 十 一 年 四 月 十 二 日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県博物館入館料等規則の一部を改正する規則

(文化伝承課) 二二三^ハ

岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

規則

(同) 二二三

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 二二四

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 二二四

土地改良区役員の退任及び就任

(下呂農林事務所) 二二四

規 則

岐阜県博物館入館料等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県博物館入館料等規則の一部を改正する規則

岐阜県博物館入館料等規則(昭和五十一年岐阜県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第六条第四項ただし書」を「第六条第五項ただし書」に改める。

第四条第一項中「第六条第五項」を「第六条第六項」に改め、同条第二項中「前項」の下に「の規定」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則(昭和五十五年岐阜県規則第五十五号)の

部を次のように改正する。

第三条中「第二条第三項ただし書」を「第二条第四項ただし書」に改める。

第四条第一項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第二項中「交付する」を「通知する」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	名古屋線 多治見線	多治見市市之倉町一丁目 目三番一地先から 同市同町一丁目 目三番地先まで	前 後	一〇・二 四・六 三・五 五・四	九四・〇 九四・〇	

公示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
八布施地区	中津川市役所	平成三一年四月一 令和元・五・二〇まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	住所
下呂市萩原地区 原地区 改良区	平成 三・三・三	理事	金子平和	同	下呂市萩原町上呂 三四五番地
同	同	同	今井憲雄	同	同 一三三〇番地
同	同	同	熊崎隆夫	同	同 二七〇一番地
同	同	同	高野俊一	同	下呂市萩原町桜洞 八四番地
同	同	同	小林藤彦	同	同 二〇三番地

平成三十一年四月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社